

GloStars Basketball Academy

(グロースターズバスケットボールアカデミー)

GloStars Basketball Academy U 1 5 クラブ

GloStars Basketball Academy U 1 2 クラブ

GloStars Basketball Academy

(グロースターズバスケットボールアカデミー)

規 約

≪第1章 総則≫

第1条 (名称)

本クラブは、「GloStars Basketball Academy」(以下、本クラブという)と称する。

第2条 (目的)

1. バスケットボールの普及および技術水準の向上を図る
2. スポーツに親しみ、健康の保持促進、体力の向上を図る。
3. 仲間と協力し問題を解決する力を育み、団体行動の中での個人の自立心を育てる。
4. 挨拶、返事、礼儀、努力、公正等のスポーツ精神を養う。
5. 仲間や支えてくれる方々の大切さを知り、感謝の気持ちを持つ人格育成に資する。

第3条 (活動)

本クラブは、第2条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. バスケットボールの練習、各種大会参加
2. 他チームとの交歓交流活動・合宿等
3. その他クラブの目的達成に必要な活動

第4条 (運営)

本クラブは代表者が適切に管理運営する。

≪第2章 会員の資格、入会・退会など≫

第5条（会員の資格）

本クラブの会員は、以下のことを満たした者でなければならない。

1. 目的に賛同し、会則を遵守できる者。
2. 心身ともにバスケットボールをおこなうことに適した者。
3. 特別な理由がない限り、積極的に練習に参加する意思のある者。

第6条（法定代理人の同意）

本クラブの会員になろうとする者は、親権者もしくは法定代理人による本クラブ会則の承認、および入会の同意を得なければならない。

第7条（入会）

本クラブへの入会を希望する者は、以下の手続きをおこない、本クラブの承認を得なければならない。

1. 本クラブの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブの代表者に提出するものとする。
2. 本クラブの会員となることを希望する者は、代表者が入会申込書を審査し、その入会を承認したときに会員となるものとする。
3. 本クラブは入会を承認しなかった場合を除き、理由の如何を問わず、入会金及び年会費は返還しない。

第8条（会員の期間、および地位）

1. 本クラブにおける会員の期間は、毎年4月1日、もしくは入会日から、翌年3月31日までとする。
2. 申し出がない場合、会員の資格は自動更新される。
3. 会員は、その会員たる地位を他人に譲渡することはできない。

第9条（体験）

1. 会員を希望する者は、入会前に2回まで練習への体験参加をすることができる。
2. 体験における怪我や事故については、本クラブは一切の責任を負わないこととする。

第10条（休会）

会員個人の都合により長期の休みが必要な場合、本クラブ所定の休会届を指導者に提出し、承認を得ることにより、本クラブを休会することができる。

1. 休会期間中は、会費が発生しない。
2. 休会期間を延長しなければならない場合、指導者にその旨を伝えなければならない。

※個人の都合により長期の休みが必要な場合とは

- ・入院し、通うことが不可能な場合とする。それ以外の理由は不可とする。

第11条（退会）

1. 会員は基本的には、退会はできないこととする。
2. 退会を希望する会員は、代表者に事前に相談するものとする。
3. 代表者と会員が納得して退会することとなった場合は、退会は、代表者に対し退会届を提出した日の当月末日をもって退会することとなる。
4. 退会までに会費の滞納がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
5. 本クラブは、会費の分割返金はしないものとする。
また、入会金及び年会費は返還しないものとする。

第12条（除名等）

代表者は、会員が次の各号の一つにでも該当するときは、会員資格を一時停止し、または除名することができる。

1. 月謝等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。
2. 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
3. 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
5. 第4条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。
6. 本クラブが会員として不適當と判断した場合。

≪第3章 活動内容等≫

第13条（練習日及び練習場所）

毎週 月曜日・木曜日・土曜日 高崎市立北部小学校 体育館

毎週 火曜日 高崎市立国府小学校 体育館

毎週 日曜日 高崎経済大学付属高等学校 体育館

※練習日は変更になる場合は、その際は都度ご連絡するものとする。

第14条（練習時間）

・月曜日 19時から21時まで（祝日の場合は17時から20時まで）

・火曜日 18時30分から20時30分まで

・木曜日 19時から21時まで（祝日の場合は17時から20時まで）

・土曜日 17時30分から20時30分まで

・日曜日 17時30分から20時30分まで

※練習時間は原則として決まっていますが、その時によって前後する場合があります。

また、学校等の都合で休みになる場合もございます。

大会前など他の曜日（金曜日等）に公共の体育館が取れた場合は、練習になる場合があります。その場合、クラブ会員は参加となります。

土・日・祝日は練習試合等が入ることが頻繁にあり、その場合、クラブ会員は原則、終日の参加となります。

≪第4章 会費の支払等≫

第15条（入会金、年会費、スポーツ保険代と月会費、JBA及びスポーツ少年団登録費）

1. 入会金は一律10,000円とする。（最初の月は、入会金+月謝を納めるものとする。）

2. 年会費は一律5,000円とする。（4月に月謝+年会費を納めるものとする。）

3. 月謝はU12/8,000円/月、U15/10,000円

（U12から続けて所属している選手は8,000円/月とする。）

4. スポーツ保険は、自己負担。（指導者の分は人数で割り負担すること。）

5. スポーツ少年団登録でかかった費用は、全員で割り負担すること。

（指導者の分は人数で割り負担すること。）

6. クラブ生は、必ずJBA登録を行うこと。

（チーム登録費・指導者登録費は、JBA登録をした人数で割り負担すること。）

第16条（月会費の支払い）

1. スポーツ保険料、JBA登録費、スポーツ少年団登録費は基本、入会手続きの時に支払うものとする。
2. 会員は原則として、本クラブが定める月会費を前月の25日以降から当月の5日までに支払うこととする。（例：4月分は3月25日から4月5日まで）
3. 本クラブに納入された月会費等は、会員にどのような事情が生じた場合でも返還はしない。ただし、休会等、特別な事情がある場合は除く。
4. 退会手続きを完了していない場合、月会費の支払いをしなければならない。
5. 本クラブは、一切の通知なく3か月を超えて会費を滞納した場合、支払い責任者に対して催促をすることとする。

第17条（公式戦・練習試合・遠征・合宿・宿泊費等）

公式戦、練習試合、遠征、体育館使用料、合宿等がかかった費用は、参加した会員で割り負担すること。

（宿泊費・昼食 [お弁当]・交通費、スタッフ・審判等がかかった費用も含む。）

《第5章 その他》

第18条（会場までの送迎）

会員の会場までの送迎は、親権者その他の保護者に義務があるものとする。

送迎中の事故に関しては、本クラブの加入する保険の範囲内で保障をするが、その他の事項に関して本クラブは一切の責任を負わない。

第19条（欠席連絡）

当日の練習に参加できない場合、指導者に連絡をすることとする。

欠席または遅刻する場合で、あらかじめ日にちが判っている場合は、必ず事前に連絡することとする。

※直前になってご連絡をすることの無いようにすること。

※原則、練習試合・公式戦等が決まってからの欠席は認めない。

第20条（部員の怪我、事故等の対応について）

部員に対しては、練習、試合、遠征、合宿等に対し、事故や怪我等の無い様、十分に注意、配慮するが、万一事故、怪我等が起きた場合は、その場で出来る限りの対応、応急処置等を行うが、それ以降の対応、補償については当クラブでは責任を負わないこととする。

怪我、事故等の補償に関しては、入会時に加入する傷害保険の範囲内で行うこととする。

第21条（移籍等について）

1. 入会、JBA選手登録後は原則他チームへの移籍はできないこととする。
2. 移籍の受入は、代表者に一任することとする。

第22条（肖像権について）

クラブ入会にあたり、広報目的（広報誌やホームページ、SNS投稿）に限り、入会者の肖像権および大会記録等をクラブが使用することとする。

第23条（スタッフについて）

ヘッドコーチおよび代表者 横山 恵一朗 JBA公認B級ライセンスコーチ 取得
ジュニアエキスパートコーチ 取得
JBA公認コーチディベロッパー 取得
日本体育協会公認スポーツリーダー 取得
日本スポーツ少年団認定指導員 取得
群馬県バスケットボール協会育成委員会
群馬県U12DC委員
群馬県バスケットボール協会U12部会
副総務委員長
群馬県バスケットボール協会U12部会
西毛分会 総務委員長

Glostars Basketball Academy ホームページ



○施行

1. 本規約は、2023年4月15日より施行する。
2. 2023年7月一部改正
3. 2023年11月一部改正
4. 2024年4月一部改正
5. 2024年10月一部改正